

役員及び委員の報酬等に関する規程

(役員及び委員)

第1条 この規程による役員とは、会長、理事、監事をいう。又、委員とは顧問、評議員、各委員をいう。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、勤務状況等を勘案し定めることとするが、原則として理事長月額20万円以内、会長、副理事長月額10万円以内とする。

(報酬の終始期)

第3条 報酬は、月の途中において就任したときは、その職に就いた日から起算して日割りにより支給し、任期満了、辞職、死亡等によりその職を離れたときは、その当月分の金額を支給する。

2 日割り計算の方法は、月の現日数による。

(費用弁償)

第4条 役員等が公務のために旅行した場合は、その旅行（理事会を含む。）について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規程により支給する額は、施設職員旅費規程を準用する。

3 役員等が理事会、監事会、評議員会等に出席したときは、一回につき日当一万円を支給する。

(葬儀及び退職)

第5条 役員等及び親族が次のいずれかに該当したときは、下記の金額を贈る。

1 役員の死亡 ……10万円及び生花一對

2 委員の死亡 ……5万円及び生花一基

3 役員の配偶者、同居の子、父母及び義父母の死亡…2万円及び生花一對

4 役員の配偶者、同居の子、父母及び義父母の死亡…1万円及び生花一基

5 役員・役員の別居の子、父母の死亡 ……1万円

6 役員が退職したときは、次により功労金を贈呈する。

※会長職 年 5万円×在任期間

※理事長職 年10万円×在任期間

※副理事長・常務・常務理事職 年 5万円×在任期間

※理事・監事 一期1万円、二期2万円、三期以上3万円

※評議員 一期5千円、二期以上1万円

7 その他お見舞い等についてはその都度理事長が決定する。

(退職者に対する記念品贈呈等)

第6条 役職員の定年退職者に対する記念品贈呈に関し、次のとおりとする。

(対象者)

- 1 管理職（園長・局長以上）
 - (1) 長期勤続者
 - ① 40年以上勤続者（15万円）
 - ② 30年以上勤続者（10万円）
 - (2) 中途採用者（幹部招聘者）
 - ① 15年以上勤続者（10万円）
 - ② 10年以上勤続者（5万円）
- 2 その他幹部職員（副園長・部長以上）
 - ① 40年以上勤続者（3万円）
 - ② 30年以上勤続者（2万円）
- 3 共通
 - ① 記念品
 - ② 花束
 - ③ 記念写真

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する
平成8年5月25日 一部改正
平成13年9月28日 一部改正
平成16年4月1日 一部改正
平成18年4月1日 一部改正
平成24年12月20日 一部改正